

# 自治基本条例の適切な運用に関する事項について（答申）

## （最終案）

### 1 はじめに

市民が主役の「自治のまち越谷」の実現を目指して平成21年6月に制定された「越谷市自治基本条例」も、同年9月に施行されてから早や5年近くが経過します。この間、本条例の制定・施行に関わってきた多くの市民や行政関係者の努力によって、本条例の目的・趣旨の実現のための様々な課題への取り組みがなされています。

しかし、肝心要の市民への浸透・定着という点においては、残念ながら、必ずしも十分とはいえない状況にあります。それは、本条例の制定・施行が、日常の暮らしや地域での活動にとって、どう関わりがあるのか、どんな意味、どんなメリットがあるのかということが市民の間に未だ十分に理解されていないからです。

本条例は制定しただけでは意味がありません。市民のための自治のまちづくりを推進するうえで、その実効性を確保することが不可欠です。そのためには、本条例の制定意図や存在意義をしっかりと理解・認識してもらうことが何よりも大切です。まず、市民の立場・目線から見て、実際の市政運営のどこがどう変わり、どう改善されたのかを明らかにしたうえで、これらの普及・啓発活動を積極的に行うことが必要です。

これらの取り組み、フォロー・アップを通じ、市民として改めて、市政を自分たちにとってより身近な存在として受け止め、市政に対してこれまで以上の関心と理解をもって行政と一緒に支えていくべきものだとの意識を高め、愛着と誇りのもてるわがまち越谷の実現に向けて行動しようとする意欲が生まれてきます。

このことは、憲法で規定する地方自治の本旨として、「地方の政治・行政は、国から独立した地方自治体が定めるべきだ」とする「団体自治」の理念と併せて、「住民は主権者として政治・行政の主体であり、地方の政治・行政は、住民自らの意思と責任に基づいて自主的・自律的に行うべきだ」とする「住民自治」の理念を具現するために努力することです。それは、主権者として市民が、市政への積極的な参加や市民と行政、あるいは市民相互の協働を通して、市民主体の自治のまちづくりに向けてより主体的に関わっていくなど、市民サイドにおいて、主権者として市民が、市政・まちづくりの主役となって直接または間接の政治参加によって市政に関与していくことに他なりません。

今日の地方自治体における政治・行政は、憲法の定めるところにより主権者

である市民の選挙によってその代表として選ばれ、その信託を受けた施政者（市長等の執行機関や議決機関としての議会）が、その役割を担い、実施していくという「間接民主制」を基本として運営されています。一方、それと同時に、間接民主制に加えて、信託者としての市民の生の声を市政に活かす住民の直接参加という形も重要となってきています。その意図するところは、両者を併用することによって、住民自治に基づく市政運営を推進するうえで、更なる相乗効果を発揮させることが期待できる点にあります。

このような観点に立って、私たち第2期の越谷市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）は、「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」平成24年4月に市長から諮問を受けて以来、2年間にわたり合計で13回の会議を通して調査・審議を重ね、ここにその結果を答申するものです。

なお、今回の答申は、平成23年2月の「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」の報告及び平成24年1月の「自治基本条例の普及に関する事項について」の答申で指摘した内容も踏まえながら、これまでの審議の総まとめ的な性格をもった提言として答申するものであることを申し添えます。

越谷市自治基本条例推進会議  
会 長 佐々木 一彦

## 2 自治基本条例の適切な運用についての検証方法

本条例の実効性を確保するため、推進会議が設置されました。推進会議は本条例に関して、①適切な運用に関すること、②普及に関すること、③見直しに関することについて、調査審議することとされています。

第2期の推進会議では、平成24年4月7日に越谷市長からの諮問を受け、「自治基本条例が適切に運用されているか」についての調査審議を行ってきました。

審議を進めるにあたっては、本条例の規定の中で、下表のとおり市が実施主体となり進めている主要な施策について、市の担当課から説明を受け、委員相互に意見交換を行い、協議するという形で検証を進めました。

	担当課	取り組みの内容	基本原則
第1回	行政管理課	第20条 行政評価	市政運営の原則
		第21条 組織	
		第24条 審議会等への参加	参加の原則
第2回	危機管理課	第22条第1項 危機管理(公助)	市政運営の原則
		第22条第2項 危機管理(自助、共助)	協働の原則
第3回	財政課	第19条第1・2項 財政運営	市政運営の原則
		第19条第3項 財政運営	情報共有の原則
第4回	広報広聴課	第18条第3項 市民への情報提供	情報共有の原則
		第23条 市民の市政への参加	参加の原則
		第26条 意見公募手続	
第5回	市民活動支援課	第25条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援	協働の原則

### 3 自治基本条例の適切な運用についての現況と課題

第1回から第5回まで推進会議で審議してきた内容については、個別の施策評価に留まることのないように、本条例の主題ともいえる4つの基本原則に沿って取りまとめることとしました。

すなわち、(1)参加の原則、(2)協働の原則、(3)情報共有の原則の基本3原則に、(4)市政運営の原則を加えた4つの原則ごとに、市が取り組みを進めている各種施策について審議し、意見及び提言を取りまとめました。

#### (1) 参加の原則 [※資料編 P1からP4参照]

**第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。**

##### 【参加の原則の意義と答申の視点】

- ・自治のまちを築くためには、市民がまちづくりに関与していく環境づくりが求められます。
- ・市民のまちづくりに参加する機会が保障されるとともに、市民参加を促進するための取り組みを進める必要があります。
- ・どのように市民の声が市政に汲みとられているか、参加する機会が確保されているかという視点で検証しました。

##### 【取り組みの状況】

#### ① 広聴活動

##### ア 市長への手紙、メール、FAX等

- ・市民からの提案制度であり、広く市民の声を市政に反映するための取り組み
- ・提出された意見に対し市長が直接目を通し回答。平成24年度は、年間472件の意見。その他、来訪、電話等157件の意見が寄せられた。
- ・公募の市民20名以内を施政モニターとして委嘱。市政に対する意見、広報紙や広報番組に対する意見を聞く取り組みや、無作為抽出の5,000人の市民を対象に毎年、市政世論調査が行われている。

##### イ 市長とふれあいミーティング

- ・テーマや対象ごとに直接市長が市民と懇談する取り組み
- ・平成22年度は、13地区センター各1回ずつ地域の課題をテーマに実施。13地区合計で466人から410件の意見が寄せられた。
- ・平成23年度は、総合振興計画の各施策に沿って、市民参加、子育て、

環境等をテーマに開催。合計10回の開催で373人、351件の意見が寄せられた。

- ・平成24年度は、高齢者福祉等の政策をテーマに開催されたほか、新たに埼玉県立大学及び文教大学の学生、新成人など若年層を対象として実施。合計5回の開催で141人、203件の意見が寄せられた。
- ・平成25年度は、市内県立高校6校に通う24人と「越谷市をもっと有名にするにはどうしたらよいか」などについて意見交換を行った。

#### ウ 市長のふれあい訪問

- ・市民活動団体などの活動の場所に直接市長が訪れて懇談する取り組み
- ・平成24年度から実施。訪問を希望する団体を募り、毎年度8回ほど実施する予定
- ・平成25年度は、「クリーンアップこしがや」など合計4団体を訪問

#### ② 意見公募手続

- ・「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたり、あらかじめ計画案を公表したうえで、一定期間（30日以上）意見を公募し、市政運営に反映させるための取り組み。寄せられた意見に対しては、市の取組状況や考え方等を取りまとめて公表する。
- ・具体的な手続きについては、「越谷市意見公募手続に関する要綱」に規定されている。
- ・平成24年度は、18の計画等で意見公募を実施。合計56件の意見が寄せられた。内訳は、越谷市景観基本計画・景観条例が9件、越谷市中心市街地活性化計画が39件、越谷市地域福祉計画が4件、越谷市地域防災計画が4件で、その他の14の計画等では特に意見なし

#### ③ 審議会等への市民参加の促進

- ・審議会等とは、有識者や市民団体を含む市民が、市の重要施策などについて審議する機関
- ・会議の公開や委員の公募方法等については、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」により規定されている。
- ・公募委員を可能な限り確保することとし、公募委員の割合を委員定数のおおむね20%以上とするよう配慮することが規定されている。
- ・本条例の制定後に公募委員の応募資格の年齢要件を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げた。また、住所要件も「市に住所を有している者」から「市内において、住み、働き、学び又は活動している者」に見直した。
- ・審議会等の会議については、原則公開としている。また、会議録を作成し、ホームページ等で公表している。
- ・審議会等の数は63機関、委員数は908人。このうち、公募を実施し

- ている審議会等の数は26機関、公募委員数は103人（平成25年4月1日現在）
- ・ 審議会等の委員の内訳は、女性286人、男性622人
  - ・ ※第3次越谷市男女共同参画計画で掲げる女性委員の登用目標値の対象となる審議会等の数値は、女性233人、男性577人、合計810人。
  - ・ 女性委員の割合は28.8%（平成25年4月1日現在）
  - ・ 公募を実施していない審議会等は、「法令で委員の選任について規定が設けられているもの」、「専門的な特定事項を審査、審議または調査するもの」、「利害関係の処分等を審査、審議、調査するもの」等である。

### 【意見及び提言】

広聴活動や意見公募手続に関して、おおむね必要な取り組みが行われており、市民の意見を聴く機会は確保されています。さらに市民参加の仕組みを充実させるためには、参加者や意見の数をより増やす工夫が求められます。例えば、ふれあいミーティングでは市民の興味を引くようテーマを設定するほか、対象者を変えるなどの取り組みが期待されます。

また、意見公募手続では、意見の数が少ないことが課題です。より多くの意見を募るために、広報やホームページのほか、関連する団体等に周知するなど、その意義が発揮できるよう努める必要があります。

審議会等への市民の参加について、応募資格の年齢要件を引き下げたこと、また、住所要件を見直したことは、参加者の対象を広げるとも良い取り組みです。一方で、審議会等に関する市民の関心は決して高いとはいえません。審議会委員を公募する際には、できるだけ分かりやすく広報するよう、今後とも工夫を重ねていく必要があります。

また、市政への参加全般についての課題として、若年層の参加が少ないということが挙げられます。これからの越谷を担っていく若年層の市民参加を増やすためには、興味を引くテーマや参加しやすい開催日時の設定など、就学、就労している層が参加しやすい工夫をすることが必要です。

## (2) 協働の原則 [※資料編 P5からP15参照]

**第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。**

### 【協働の原則の意義と答申の視点】

- ・ 多様化する市民ニーズや地域内の課題を解決していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識しながら、互いに尊重し合い、協働のまちづくりを進

めることが必要です。

- ・協働の担い手でもある地域コミュニティ組織や市民活動団体への支援の状況などを検証しました。

### 【取り組みの状況】

#### ① 地域コミュニティの支援

##### ア 自治会と自治会振興交付金

- ・市は市内13地区ごとにある自治会連合会の支部や374の単位自治会に自治会振興交付金を交付し、運営を支援している。
- ・自治会連合会では、自治会が果たす役割、自治会参加の必要性等を広く市民にPRし、自治会への加入促進を図っている。加入率は69.2%（平成25年11月1日現在）

##### イ 集会施設整備事業

- ・身近なコミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備を行う自治会に対し、用地の取得、新築、修繕等に対し補助金により支援している。

##### ウ 地区まちづくり助成金

- ・第4次総合振興計画の中で掲げられている地区別将来像の実現のため、各地区において地区まちづくり計画を策定している。
- ・市は地区まちづくり計画の実現に向け、各地区の創意工夫によるまちづくりを進めるため、市内13地区ごとに組織されているコミュニティ推進協議会に対し、地区まちづくり助成金を交付し、運営を支援している。

#### ② 市民活動団体の支援

##### ア 越谷しらこぼと基金助成事業

- ・市民活動団体が行う特色あるふるさとづくりに資する事業に対し、助成金を交付している。平成24年度の助成事業は、文教大学の学生や周辺の自治会、市民活動団体などが協力し、地域のつながりや世代間の交流を深めることを目的に開催された「元荒川出津橋自然フェスタ」など13件

##### イ 協働のまちづくり研修会

- ・市は毎年度、市民活動団体等を対象に研修会を開催している。平成25年度は、市民活動団体と市職員の交流と相互理解を図るため、市民活動団体28人と市職員34人合計62人によるワークショップ方式で実施された。

##### ウ 市民活動支援センター

- ・市民活動における活動の拠点として、平成24年6月1日に市民活動支援センターが設置された。同センターは、本条例の趣旨を体現する施設ともいえる。登録団体数は、87団体（平成25年12月1日現在）。

- ・平成24年度は、異なる活動分野の交流、市民活動団体のスキルアップを図るための講座、専用ホームページの作成等を行ったほか、登録団体を訪問し、面談等も実施した。
- ・平成25年度は、市民活動団体の運営に向けた相談・コーディネート機能の充実を図るため、税理士や社会保険労務士等専門家による相談窓口を開設した。さらに、市民活動団体からの事業提案を積極的に取り入れ、企画から実施、評価までを同センタースタッフと協働で行う仕組みづくりを導入した。具体的には、中・高生を対象に、文教大学の学生や子育てを中心とした市民活動団体の協力のもと、「いじめ防止サミット」を開催。また、市民活動のさらなる裾野を拡大するため、同じ地域に住む人と子育てやまちづくりなどについて日頃感じていることを話し合う「かふえとも」等の事業を開催した。
- ・市内のNPO法人の登録法人数は66法人（平成25年12月1日現在）

### ③ 危機管理（自助・共助）

#### ア 自主防災組織の支援と備蓄

- ・毎年度、越谷市と地区との合同による総合防災訓練を実施している。地区の要望を取り入れながら、地域住民と当該地域内及びその周辺に居住する市職員が協力して、備蓄物資の運搬や仮設トイレの組み立て訓練等を実施
- ・自主防災組織を支援するため、備蓄倉庫や備蓄資器材、防災資器材の整備、防災訓練等に対して、市が補助金を交付している。自主防災組織の組織率は、88.3%（平成25年10月1日現在）

#### イ 防災に関する情報提供と啓発

- ・自主防災組織や自治会などの防災訓練や講演会に市が講師を派遣している。「自助・共助・公助」の考え方を説明する講座を開催し、防災対策についての啓発を実施。より分かりやすく説明するため、「防災対策ガイド」、「防災マップ」、「地震ハザードマップ」等の様々なパンフレット等を作成し配布
- ・防災訓練の回数は、102回（平成21年度）から130回（平成24年度）へと増えている。また、市職員による出張講座も、1回（平成21年度）から50回（平成24年度）へと増えている。

### ④ 協働のまちづくりの様々な事例

#### ア 住民による公園管理

- ・公園や緑道等の清掃や除草、施設の不具合箇所の連絡などの維持管理に47団体（平成25年12月1日現在）が参加している。市は維持管理のための消耗品等を必要に応じて支給し、市民活動団体等の活動を支援している。

## イ 協働フェスタ

- ・市内で活動する市民活動団体、企業や行政等が、日頃の活動の成果発表や団体間の交流を深める場等として様々な展示や発表を行う。平成24年度は82団体が参加し、来場者数は約3,800人

## 【意見及び提言】

越谷市では、自治会及びコミュニティ推進協議会等の活動が活発で、地域活動の基盤がよく整備されています。また、地域活動、地域コミュニティ組織への市からの支援も、適切に行われているものと考えます。

近年、自治会等地域コミュニティ組織の高齢化が課題となっています。

越谷市の自治会加入率は、他の自治体に比べ高い水準を保っているものと考えますが、自治会の加入率が低下することを防ぐための取り組みが必要です。今後とも、若者を地域活動に取り込むための取り組みや、地域コミュニティ組織の必要性を分かりやすく市民に伝えるための取り組みを行っていく必要があります。

越谷市は、市民活動団体の活動についても、近隣市と比べ充実していると考えます。しかし、市民活動団体自体や活動内容が広く市民に知れ渡ってはいないのが実情です。より協働のまちづくりを進めるためには、市民活動団体の活動を周知すること及び周知する場の提供が必要です。

市民活動団体の活動の場として、市民活動支援センターが設置されたことは素晴らしいことです。また、指定管理者のもと、ソフト面でも工夫をして様々な事業が展開されています。同センターをより一層有効に活用していくためには、実際に利用している団体を中心に同センターの運営について考える組織を設置することが有効であると考えます。

さらに協働のまちづくりを推進するためには、地域コミュニティ組織と市民活動団体がそれぞれの役割を理解し、連携を行っていくことが必要です。

危機管理に関しては、防災訓練や防災に関する講座の開催回数が増えており、市民の防災意識の向上に寄与しています。災害発生時は、自助・共助の役割が大きく、引き続き自主防災組織の体制の整備が求められます。今後は、独り暮らしのお年寄りや障がい者などの災害時要援護者の名簿の準備といった課題があり、これには、市からの情報提供や支援も必要です。また、市が自主防災組織のモデルケースを示して、取り組みを広げていくことも効果的であると考えます。さらに、市が有事の際のリーダーを地域ごとに育成することも効果的であると考えます。

なお、地域の防災活動という点では、平成25年9月2日に発生した竜巻に対する自治会を中心とした活動は、全国に誇れるものでした。この点においては、自治会や地域コミュニティは十分に機能しているといえます。今後もより

連携を強めるため、市及び各団体が積極的に情報収集や情報提供を行っていくことが望まれます。

**【参考：竜巻災害に対する対応】**

- ・平成25年9月2日午後2時頃、越谷市に巨大な竜巻が襲来。市民活動団体や災害時協定を締結した企業・団体等との協働による竜巻被害への対応が新聞報道等で高い評価を受ける。
- ・被害状況は、人的被害が重軽傷者75人、被害家屋が全壊30世帯、大規模半壊58世帯、半壊141世帯、一部損壊1,388世帯、合計で1,617世帯（平成25年11月28日現在）
- ・市では、午後2時30分に災害対策本部を設置し、職員体制を配備。関係機関等と連携し、負傷者の手当から避難所設置、義援金やボランティア活動の受入、国等への要望書の提出、がれきの撤去・収集作業、り災証明書等の発行、市営・県営住宅の提供、住民説明会の開催など、復興へ向けた取り組みを順次迅速に実施し、適宜マスコミや関係者等に情報提供がなされた。
- ・被災現場では、自治会や隣近所で、お互いに声を掛け合いながら協力して、がれきの撤去作業や炊き出しに取り組む姿が見られた。
- ・このことは、日常的な交流を通じて相互の信頼関係を構築してきたことが、災害時に力を発揮した最たる事例といえる。

**(3) 情報共有の原則**〔※資料編 P16からP21参照〕

**第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。**

**【情報共有の原則の意義と答申の視点】**

- ・市政情報を市民と共有することは、参加と協働によるまちづくりを進めるための前提となります。
- ・市が保有する多くの情報の中から、市民に知らせなければならない情報が的確に伝えられているか、必要な情報が公表されているか、また、情報公開制度など、市政情報の透明化が図られているか、といった視点から検証しました。

**【取り組みの状況】****① 広報活動**

#### ア 広報紙など刊行物の発行

- ・広報こしがやは、お知らせ版を毎月1回、季刊版を年4回発行しており、お知らせ版の増ページ及び紙面のリニューアルを平成23年5月に実施した。これまでよりも写真や図を多く使い、視覚的にも分かりやすく伝えることができるよう、紙面を4ページ増やすとともに、市民の様々な活動を紹介するコラムの新設や、まちの話題の記事を増やすなど市民活動を積極的にPRしている。また、必要に応じて年間5回程度増ページを行うとともに、平成24年度からお知らせ版の紙面の一部カラー化を実施している。
- ・こしがや案内図は、公共施設ガイドとして、主に市民課や出張所の窓口で転入者向けに配布している。平成25年度版は、2万3,000部発行。急患診療所、子育て情報、防災関連情報など市民のニーズに対応できるよう、平成24年8月に仕様を大幅に変更した。

#### イ ICT(情報通信技術)を活用した広報

- ・市ホームページは、平成23年1月にリニューアルを実施。情報の分類のしかたを見直し、市民が探している情報に、いち早くたどり着けるように改善。また、コンテンツを1時間ごとに更新できるように改善し、素早い情報発信を可能とした。アクセス数は、毎月平均で約67万件(平成24年度)
- ・越谷cityメール配信サービスは、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンにメールで市の情報を配信するサービス。災害・防犯情報、イベント情報など6種類の情報を発信。平成20年2月から配信が開始され、配信範囲の拡大や登録者数の増加が顕著である。平成25年12月1日の登録者数は、2万8534人。平成25年4月から市内小中学校全45校の保護者に学校情報メールの配信を開始
- ・公式ツイッターは、情報伝達手段の拡充のため、平成24年2月から開始。投稿内容は、公式ホームページの最新情報やYouTubeへの動画投稿情報のほか、大規模災害時などにおける緊急情報など
- ・平成25年4月から市ホームページにスマートフォン専用サイトを開設。指の操作が容易な大きなボタンを並べた専用デザインを採用。ホームページとほぼ同じ4,600ページ

## ② 情報公開制度

#### ア 情報公開条例

- ・市では、平成11年10月1日から越谷市情報公開条例を施行。この条例により市が保有している情報を基本的に公開。市は公文書の公開請求の処理状況を毎年公表。情報公開条例施行後、例年40件前後で推移。平成24年度までの請求件数は累計で556件。このうち、公開が21

6件、部分公開が410件、非公開が93件（文書不存在等によるもの80件）、取下げが65件、合計で784件、部分公開を含む公開率は、87.1%（文書不存在等による非公開を除いた場合98.0%）、これまでの請求対象文書数は累計で3,701件

#### イ 個人情報保護条例

- ・情報公開制度と両輪として、市では、平成13年4月1日から越谷市個人情報保護条例を施行。市は個人情報開示請求の処理状況を毎年公表。個人情報保護条例施行後、例年10件前後で推移。平成24年度までの請求件数は累計で150件。このうち、開示が68件、部分開示が87件、不開示が14件（文書不存在等によるもの14件）、取下げが10件、合計で179件、部分開示を含む公開率は、91.7%（文書不存在等による不開示を除いた場合100%）、これまでの請求対象文書数は累計で315件

### ③ 各種施策の公表状況

#### ア 財政状況の公表

- ・広報こしがやお知らせ版を活用し、予算、決算のほか、市政ウォッチングというコラムを新設し、市民の暮らしに密着したテーマを題材として、事業の解説、必要経費を分かりやすく紹介
- ・「越谷市のざいせい状況」を作成し、6月と12月の年2回、半期ごとの予算の執行状況について公表。平成18年度から、市の財政を家計に置き換えたり、グラフなどを用いたりしながら、できる限り分かりやすい解説を加えた「越谷市の財政事情」を作成し公表。また、平成21年度から市の資産等の状況を表した財務書類を作成し公表
- ・平成23年度の当初予算編成過程から予算編成過程の可視化の取り組みを実施。平成25年度の当初予算編成過程では、この可視化の取り組みとあわせ、分かりやすい予算とするための補助資料として、平成25年度当初予算の概要を作成。重点事業についての写真を充実させ視覚的に分かりやすくするとともに、経費の内訳なども掲載

#### イ 市議会に関する情報提供

- ・市議会だよりを年4回発行。議案審査の状況や一般質問の内容などを市民に周知。また、4年に1度の改選期には臨時号を発行。議員の紹介、会派の構成などを掲載。編集は各会派の議員で組織する議会報専門協議会で実施。市民に分かりやすい議会報を目指し、掲載内容や紙面構成の見直しが進められている。
- ・市議会ホームページは、議会活動に関する情報提供を図るため、平成14年12月に開設。市議会の役割や議員名簿、定例会ごとに会期予定や議事日程、一般質問通告一覧、議案・請願・陳情の内容、審査結果な

どの情報を掲載。また、ホームページ上から議会中継や会議録の検索も可能となっている。

- ・会議録検索システムは、会議録をデータ化し、必要な情報を端末から検索するもの。会議録は定例会ごとに作成され、市民が閲覧できるよう図書館や各地区センターなどでも閲覧可能
- ・議会中継システムは、ライブ中継と録画中継があり、録画中継は会議名、議員名、用語から視聴者が見たい映像を自由に選択することが可能。市民が自宅にいても本議会の中継が見られるよう、インターネット配信による議会中継の運用を実施

#### ウ 学生議会の開催

- ・次代を担う若者に模擬議会の体験を通して市政や議会への関心を深めてもらうことを目的に平成22年5月と平成24年11月に開催。平成24年11月の学生議会では、市内の県立大学、文教大学など6つの大学から29人が学生議員として参加。学生議員から市政全般について一般質問が行われ、これに対して市議会議員が答弁

#### エ 議会の活性化の取り組み

- ・議会活動を広く市民に理解してもらえるよう、これまでに一般質問及び代表質問における一問一答式の導入や議案に対する議員個人の賛否の公表などを実施
- ・平成25年11月9日には、議会報告会を新たに開催。議会が主体となり、議案審議などの議会活動について報告するほか、参加者の意見や提案等を聴き政策形成に反映することが目的。平成25年9月定例市議会の議案の内容や審査経過について各委員会から報告がされた。

### 【意見及び提言】

広報こしがやについては、市政に関する重要な情報を分かりやすくコンパクトに伝えるための様々な工夫がされており、市民の情報源として、役割を十分に果たしているといえます。今後は、より多くの市民の手に行き渡るように配布方法等の工夫が必要です。

また、市ホームページ、テレビ広報、公式ツイッター、メール配信サービスなど、多様な媒体から情報発信に取り組んでいます。市民が求めている情報が的確に伝わるよう、編集の工夫とともに、多様な媒体から情報が発信されていることについてもPRが求められます。

情報公開制度については、個人情報保護制度とともに、市民に情報が開示されるしくみが担保されています。一方、市民が必要とする情報は、市が積極的に提供する環境づくりも重要です。

市民が納めた税の使途という観点から、財政運営に関しては、分かりやすい

情報提供が求められます。財政運営の透明性の確保のため、予算編成過程の公表や、市の財政状況を家計に例え、表やグラフ、写真などを用いて視覚的に興味を引くような各種パンフレット類を作成し周知を図っていることなどは、市民の視点に立って分かりやすく伝えるための取り組みが行われています。

今後は、さらなる情報提供に向けて、一般企業会計に沿った財務諸表を用いての公表や、市民の節税努力のためにも、税の使われ方についての情報提供の強化を検討することを望みます。

議会における情報提供については、市議会だよりや市議会ホームページをはじめ、会議録検索システムや議会中継システムなど、議会活動に関する情報提供を図るための取り組みが行われているといえます。また、次代を担う若者に市政や議会への関心を深めてもらうため、学生議会の開催に取り組むなど、開かれた議会を目指している姿勢がうかがわれます。今後も議会の活性化に向け積極的な情報提供を望みます。

#### (4) 市政運営の原則 [※資料編 P22からP32参照]

**第18条第1項 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。**

##### 【市政運営の原則の意義と答申の視点】

- ・地方分権が進展する中、これからの地方自治体には、自主的で自立的な運営とともに、社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の効果をあげる経営的視点での運営が求められています。
- ・限られた市の資源を有効に活用し、市民満足度の高い行政サービスが提供されているか、公正で公平な視点に立った透明性の高い市政運営を迅速に推進されているかという視点から検証しました。

##### 【取り組みの状況】

###### ① 行政評価

###### ア 行政評価制度の実施と公表

- ・行政運営の中に計画（PLAN）→実施（DO）→検証（CHECK）→改革改善（ACTION）の、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルを構築することによって、適切な事業の見直しや選択、限られた財源や人材等の最適配分による効果的・効率的な行政運営、市民への説明責任の充実を図り、市民満足度の向上を目指すもの

- ・実施結果については、毎年度、市ホームページ等で公表
- ・具体的には、毎年度、4月から5月にかけて、各課において、前年度に実施した事務事業の事後評価を実施
- ・7月頃に市長を本部長とする行政経営推進本部会議を開催し、各課において実施した事後評価等の結果を報告するとともに外部評価の対象を選定

#### イ 外部評価と公開ヒアリング

- ・8月（又は10月までの間）に外部評価を実施。平成22年度からヒアリングを公開

#### ウ 評価結果の活用

- ・継続事業について各種評価結果等を踏まえた改革改善計画を作成
- ・各種評価結果等を参考に、総合振興計画実施計画の進行管理や翌年度の当初予算編成等に活用
- ・平成24年度に実施した行政評価により、各種評価結果等を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業は、事後評価対象事業の568事業中113事業。このうち、改革改善計画において何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は105事業
- ・また、平成24年度に外部評価を実施した38事業中、改革改善計画の作成対象としたのは、A評価となった事業を除いた34事業。このうち、同年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は33事業

## ② 組織

### ア 政策課題への対応

- ・まちづくりの基本となる総合振興計画を新たに作ったり、あるいは見直したりする際に、部を超えるような大がかりな組織改正を実施。それ以外の年度にも必要に応じた見直しを実施
- ・組織改正の具体例としては、平成23年度に、現在の第4次総合振興計画等の策定に合わせ、また中核市移行に向けた取組等を進めるため大幅な組織改正を実施。これまでの健康福祉部から地域医療と健康増進に関する業務を分離・独立させて保健医療部を新設し、その下位組織として地域医療課、保健所準備室等を設置。また、各種未収金対策の全庁的な取組みを一層強化するため収納課に債権回収係を設置
- ・平成24年度には、中核市移行に向けた準備をより一層進めるため、中核市推進室を設置。東日本大震災を契機に、放射線対策の総合調整を行うため、環境政策課に放射線対策担当を設置。市民課からパスポート申請・交付業務を越谷駅東口再開発ビル内に移転しパスポートセンターを設置。市民活動支援センターや越谷駅東口駐車場を設置し指定管理者制

度を導入

- ・平成25年度には、知的発達や運動発達に遅れのある児童の通所施設みのり学園とあけぼの学園を統合し、就学前児童の発達支援を総合的に行う児童発達支援センターを設置
- ・市の職員数については、定員管理計画を策定。平成17年度から22年度までの5年間で4.6%、125人削減を目標とした。結果は、2,678人から2,541人へと137人の削減となった。

#### イ 横断的な連携

- ・各種政策形成・推進等における総合的な調整や展開を的確に図るため、課題に応じた横断的組織を適宜設置して対応。政策会議や行政経営・情報推進・男女共同参画等の各推進本部、また、福祉なんでも相談窓口を設置

### ③ 財政運営

#### ア 自主財源の確保

- ・市税の収納率は、平成23年度95.9%。収納対策、徴収努力により、平成19年度から埼玉県下で一番高い収納率を上げている
- ・市税以外の未収金対策は、平成23年の4月より、収納課内に債権回収係を設置。平成23年12月には、越谷市債権管理条例を制定し、全庁的に統一化したルールに基づき、収納課債権回収係と債権の所管課の連携により、事務の効率化や債権の圧縮、収納率の向上に取り組んでいる
- ・使用料、手数料、分担金、負担金は、平成17年11月に制定した使用料等のあり方に関する基本方針の趣旨を踏まえ、現行制度の使用料の金額等の見直しや改善により適正化を図るとともに、債権管理条例に基づき、収納の確保に取り組んでいる。
- ・広告料収入は、平成18年度の市ホームページへの広告掲載や、広報紙、ごみ収集カレンダーなど、市の発行する印刷物など広告掲載が可能なものへの掲載を積極的に実施。広告収入全体での収納額は、例年約900万円。平成24年度からは、市内の壁面広告やモニターによる広告など新たな取り組みを実施。他市の状況などを調査研究し、広告料収入の確保に取り組んでいる。市の封筒に広告を掲載し、その広告料をもとに事業者が市に封筒を寄附するといった、直接的には歳入の額には表れないが、歳出額の抑制になるというような取り組みも実施。市民ガイドブックについても、市との協働事業として広告掲載による収入をもとに事業者が作成することから、歳入には表れないものの歳出額の抑制につながっている。
- ・平成24年4月から越谷市行政財産の使用料に関する条例を施行し、公共施設に自動販売機を設置するなど行政財産の中で本来の目的以外に場

所を提供した場合にその使用料について金額を定めて徴収する取り組みを実施

- ・国や県に対して税源の移譲や地方交付税の確保に向けて積極的に働きかけている。具体的には、地方交付税について、毎年、埼玉県を通じ交付税制度改正の要望を提出しているほか、全国市長会を通じて、新たな事務の移譲を受けた場合の財源措置などを要望

#### イ 健全な財政運営の推進

- ・最少の経費で、最大の効果を上げるため、総合振興計画の実施計画の策定に際し、今後の収支予測である財政計画を定め、これをもとに第2期実施計画を策定。財政計画は、過去の歳入や歳出の実績に加え、各分野の現行制度を基本としながら、策定時点において見込むことができる制度改正などに基づき、推計したもの。今後の税制度や財政制度などの情報を可能な限り収集した中で分析し予測。特に市民税における税制改正や交付税等の制度改正の情報収集を行い、平成27年4月の中核市移行に向け、その経費、経済の見通しなどの情報を勘案し策定
- ・第4次総合振興計画前期基本計画第2期実施計画では、378事業が採択された。予算編成の際には、この実施計画をもとに計画的に予算計上を実施。また、健全財政を維持していくうえでは、事業の選択と集中が必須であることから、行政評価制度の事務事業評価の結果を参考に、行政改革を踏まえ対応

#### ④ 危機管理（公助）

- ・国の災害対策基本法に基づく、防災に関する基本計画である越谷市地域防災計画を随時見直し、有事に備えている
- ・業務継続計画（震災編）を平成25年3月に作成。事前に大規模災害発生時の優先業務を選定しておくことで、災害時の行政機能を確保し、なるべく短期間で平常業務へ復帰する体制を整備
- ・大規模地震発生時の全職員が参集する基準をこれまでの震度6弱から震度5強に変更。職員参集訓練も定期的実施。平成22年度は市内在住の管理職員137人が参加。平成24年度は全管理職員234人が参加
- ・備蓄品の整理や備蓄品を保管する防災備蓄倉庫の建設、飲料水の確保のための耐震性飲料用貯水槽の設置、災害情報が確実に伝達するための防災行政無線の増設や維持管理、市民の防災力向上のための総合防災訓練、自主防災組織の備蓄資器材などの購入にかかる補助、防災意識の向上のための各種パンフレットの作成などを実施
- ・台風や大雨時は、河川ゲートや排水ポンプの稼働、パトロールなどを実施。降雪時は、駅前広場や橋梁などの凍結防止作業を実施
- ・テロや武力攻撃事態からの国民保護対策を実施。平成24年度は、北朝

- 鮮による人工衛星と称するミサイル発射に対し情報収集などを実施
- ・ 新型インフルエンザなどの感染症対策を実施。防護服やアルコール消毒剤、サージカルマスクなどを備蓄

### 【意見及び提言】

行政評価については、行政評価に内部評価・外部評価を取り入れ、効率的で効果的な市政運営がなされているといえます。また、外部評価を公開ヒアリングとしたことや、評価結果を市民に公表していることは評価できます。さらに、公開ヒアリングのお知らせを city メールで周知したことは良い取り組みです。しかし、行政評価制度の仕組みが複雑であることから、まとめて公表する際には、誰もが分かりやすい見せ方の工夫が求められます。また、今以上に市民参加ができる制度があっても良いと考えます。例えば、さいたま市では、無作為で選ばれた市民があるテーマで議論、評価を行った事例もあります。市民参加の手法を工夫し、より門戸を広げる必要があります。

組織については、総合振興計画策定時や行政課題等に応じて、適宜見直しが行われています。本市は中核市移行を目指していることから、埼玉県東南部の中心を担う都市として、より市民にとって分かりやすく、横断的で柔軟な対応ができる組織が求められます。

財政運営については、積極的な自主財源の確保や健全な財政運営が行われているといえます。現在も様々な取り組みがされていますが、財政に関する事項は市民からすれば難しい用語等もあるため、今後とも、市民への情報提供の面でより分かりやすく伝える試みを続けることが求められます。

危機管理における公助については、災害等の発生に備え、市民の命を守っていくための様々な対応がなされているといえます。今後は、これまでの災害等から得た教訓や市民からの意見を活かし、有事の際にはこれらの備えを有効に活用できるようにすることを望みます。

## 4 自治基本条例の適切な運用についての方策

前述の「自治基本条例の適切な運用についての現況と課題」で示したとおり、4つの基本原則における現状の取り組みを確認・検証した結果、市の取り組みについては、より市民にとって分かりやすい制度や仕組みづくり、情報提供の方法等にさらなる創意・工夫が必要と考えますが、全体としては、本条例に基づき、おおむね適切に運用されているといえます。

今後、より一層の適切な運用を図り、本条例の実効性を確保していくためには、運用に関する進捗状況を確認していく必要があると考えます。具体的な進捗状況の確認方法としては、指標を設定し、その目標値の達成に向けて達成度を管理していく方法があります。本条例の基本3原則である「参加」「協働」「情報共有」の原則に、「市政運営」の原則を加え、この区分ごとに、本条例が適切に運用されているかの進捗状況を確認することができる指標を設定し、進捗管理を行い、その状況を市民へ公表していくことを提言いたします。

また、市民参加や協働については、市民の行動に結びつける必要があります。そのためには、本条例の趣旨を広く市民に知らせることが重要となっています。したがって、市民参加と協働を進めるための具体的な行動計画の策定や市民主体の実働的な協力組織の設立など、自治のまちづくり推進のための仕組みづくりや環境整備についても検討を行う必要があると考えます。

本条例は、市民主権に基づく市民が主役の自治のまちづくりを目指して、市民の市政への積極的な参加や市民と行政、市民相互などの協働による「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることを掲げるなど、まちづくりの最高規範として多くの市民参加を得て制定されたものです。引き続き、市のあらゆる施策は、本条例を基に実施されることを求めます。

## 5 自治基本条例のさらなる普及について

前述の「自治基本条例の適切な運用についての方策」で示したとおり、市の取り組みについては、本条例に基づき、おおむね着実な取り組みが行われています。そこで、今後、さらなる本条例の適切な運用を図り、実効性を確保していくためには、市民自らがまちづくりの主役であることの自覚を促すこと、つまり、市民の主体的な当事者意識を喚起することが必要と考えます。なお、ここでいう市民には当然のことながら市長、市議会議員及び市の職員も含まれません。市民一人ひとりが越谷市のまちづくりに取り組んでいるという意識を持ち、本条例の趣旨を十分に理解し、行動することが求められます。そのためには、本条例の趣旨を広く市民に伝え、その必要性についての認識を得るための普及に関する取り組みが重要となります。

具体的には、本条例を普及・啓発するための期間を設け、イベントを集中的に開催するなど、市民参加や協働のまちづくりへの理解を深める機会を定期的に設けることが挙げられます。本条例に親しみを持ってもらうため、愛称を決めるなど、本条例の役割や内容を分かりやすく伝えることも有効です。市民参加や協働のまちづくりに関わるために必要な情報をまとめた分かりやすい冊子等を作成して、市民に配布し活用してもらうことや、市民を対象とした講座や研修会等で完成した冊子を活用することで、市民への普及啓発や本条例の普及を助ける市民の育成につなげることも考えられます。本条例には、自治のあり方の基本的な考え方などが示されていますが、日常の市民生活にどのような関わりがあるのかがイメージしにくいといった声もあります。そこで、本条例の趣旨を文字で伝えるのとあわせて、映像などで視覚的に伝えることも効果的であると考えます。

いずれにしても、「越谷に住んでよかった、これからも住み続けたい」と誇れる魅力的なまちとして、今後も越谷市が持続的に発展していくためには、本条例の趣旨をより多くの市民に伝えていくことが必要です。

## 6 おわりに

越谷市では、地方分権時代、市民主権時代にふさわしい「越谷市自治基本条例」を平成21年6月に制定しました。その後、他市においても自治基本条例が次々と制定されており、現時点で、既に制定をしている地方自治体は、全国で300近くを数えています。埼玉県内でも、本条例制定以降、9市町が制定するなど、既に19の市や町が自治基本条例をもっており、その数は都道府県別では、北海道に次いで2番目となっています。

また、その内容も最近の社会状況等に合わせ、かつ、先進都市の例を参考にしながら、よりきめの細かいアップ・ツー・デイトなものになっています。

冒頭の「はじめに」で触れたように、本条例は、制定した後の取り組みが決め手となります。越谷市においても、これまで推進会議が、本答申を含めて、様々な角度から取り組みを検証し、意見や提言を行ってきました。今後も、これらの意見・提言を踏まえて「実行・推進」、そして「点検・検証」、さらにはそのフィード・バックとしての「見直し・修正」について、検討・審議を続けていきたいと思っています。つまり、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改革改善）」といった、いわゆる「PDCAのマネジメントサイクル」に沿って、取り組みの状況を確認しながら、本条例の趣旨である「市民による自治のまちづくり」を進めていくための提言を積極的に行っていきたいと考えています。

折しも、現在、越谷市では、平成27年度を目途にこれまでの「特例市」からさらに市の行政権限を強化した「中核市」への移行を目指しており、県東南部における中核的な基礎的自治体として飛躍しようとしています。また、地方公共団体を取り巻く環境も、平成の市町村合併、地方分権を踏まえた大都市制度の見直しなど、大きく変化しつつあります。

このような状況も踏まえて、推進会議の議論の中では、より時宜に適った条例に見直すことも視野に置く必要があるとの意見もあります。

いずれにしても、推進会議としては、本答申で提言した内容について、市長のリーダーシップのもと、より強力に具現化されることを通して本市の自治が一層推進することを期待します。

そして、それと同時に、私たち推進会議委員を含め、市民一人ひとりが越谷市を自分たちのまちとして愛着を感じ、さらに良いまちにしたいという思いで市政に積極的に関わることが必要であり、行政サイド・市民サイドの両面から、お互いの連携・協力のもと、共に手を携えながら実際に行動していくことが大切で、このような市民の意識が高まることがまちの発展につながっていきます。今後とも、市民から広く募集して選んだ本条例のキャッチ・フレーズ、“みんな

でつくる “住みよい越谷 自治のまち” にふさわしいわがまち越谷の実現に向けて、一步一步、着実に前進していくことを切に望みます。

## 参考資料

## ○推進会議のこれまでの取り組み経過

## 平成24年度

会議	開催日	主な内容
第1回	4月7日(土)	委嘱状交付式 「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」市長から諮問
第2回	5月15日(火)	会議の進め方等について
第3回	7月31日(火)	今後の検討内容等について
第4回	10月16日(火)	今後の検討内容等について
第5回	12月17日(月)	自治基本条例に基づく取組状況について 「行政評価、組織及び審議会等への参加の状況について」 (行政管理課)
第6回	2月12日(火)	自治基本条例に基づく取組状況について 「危機管理について」(危機管理課)

## 平成25年度

会議	開催日	主な内容
第1回	4月23日(火)	自治基本条例に基づく取組状況について 「財政運営について」(財政課)
第2回	5月30日(木)	自治基本条例に基づく取組状況について 「市民への情報提供、市民の市政への参加及び意見公募 手続について」(広報広聴課)
第3回	6月25日(火)	自治基本条例に基づく取組状況について 「地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動 への支援について」(市民活動支援課)
第4回	8月9日(金)	自治基本条例に基づく取組状況のまとめについて①
第5回	8月27日(火)	自治基本条例に基づく取組状況のまとめについて②
第6回	11月5日(火)	答申案について①
第7回	12月20日(金)	答申案について②
第8回	1月 日( )	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」市長に答申